

東日本大震災津波に伴う土木構造物の一般工事における特定共同企業体発注方針の特例について

平成 25 年 12 月 18 日
総務 第 254 号

大規模な一般土木工事の発注が大幅に増加することから、県内業者の技術者不足及び入札不調への対策として、特定共同企業体発注方針の特例を設ける。

1 特例の内容

土木構造物の一般工事については、県外業者単体の参加を認めることとする。

なお、混合入札（単者又は2者JV）の適用金額は従前の特例のとおり特定調達契約対象金額未満（WTO未満）にまでとする。

2 特例に伴う現行規定の読み替え

（下線部は現行と特例とで異なる内容を示す。なお、下線部は従前の特例のとおりとする内容を示す）

現行【H20. 3. 27 試行要領】	特例読み替え
<p>（施工形態の設定基準）</p> <p>第3 第2の対象工事における施工形態の設定は、設定基準別紙1「特定共同企業体発注方針」の規定にかかわらず、次により行うものとする。</p> <p>(1) 「2者JV」としている土木構造物及び建築物の一般工事、設計額5億円以上10億円未満については、「混合入札(単者又は2者JV)」とする。</p> <p>なお、この場合、地域要件の拡大により県外業者を含める場合であっても、県外業者の参加は「外・内」2者JVの形態のみ認めるものとし、県外業者単体の参加は認めないこととする。</p> <p>(2) 「3者JV」としている土木構造物及び建築物の一般工事、設計額10億円以上WTO未満については、「2者JV」とする。</p> <p>なお、「外・内」2者JVでの参入見込が10者に満たない場合は、非代表者の施工実績要件を緩和すること等について検討するものとする。</p>	<p>（施工形態の設定基準）</p> <p>第3 第2の対象工事における施工形態の設定は、設定基準別紙1「特定共同企業体発注方針」の規定にかかわらず、次により行うものとする。</p> <p>(1) 「2者JV」としている土木構造物及び建築物の一般工事、設計額5億円以上10億円未満、<u>並びに「3者JV」としている土木構造物の一般工事、設計額10億円以上WTO未満</u>については、「混合入札(単者又は2者JV)」とする。</p> <p>なお、この場合、地域要件の拡大により県外業者を含める場合は、<u>県外業者の参加は単者又は「外・内」2者JVの形態とする。</u></p> <p>(2) 「3者JV」としている建築物の一般工事、設計額10億円以上WTO未満については、「2者JV」とする。</p> <p>なお、「外・内」2者JVでの参入見込が10者に満たない場合は、非代表者の施工実績要件を緩和すること等について検討するものとする。</p>

※現行規定：特定共同企業体における施工形態の設定に関する試行要領（平成20年3月27日付け総務第1202号）

3 適用期間

平成25年12月20日以降公告する工事について、当分の間適用する。

平成 25 年 12 月 19 日限りで廃止

東日本大震災津波に伴う土木構造物の一般工事における特定共同企業体発注方針の特例について

平成 25 年 3 月 15 日

総務第 319 号

大規模な一般土木工事の発注が大幅に増加することから、県内業者の技術者不足及び入札不調への対策として、特定共同企業体発注方針の特例を設ける。

1 特例の内容

土木構造物の一般工事については、混合入札（単者又は 2 者 JV）の適用金額を特定調達契約対象金額未満（WTO 未満）にまで引き上げることとする。

2 特例に伴う現行規定の読み替え（下線部は現行と特例とで異なる内容を示す）

現行【H20.3.27 試行要領】	特例読み替え
<p>（施工形態の設定基準）</p> <p>第 3 第 2 の対象工事における施工形態の設定は、設定基準別紙 1 「特定共同企業体発注方針」の規定にかかわらず、次により行うものとする。</p> <p>(1) 「2 者 JV」としている土木構造物及び建築物の一般工事、設計額 5 億円以上 10 億円未満については、「混合入札（単者又は 2 者 JV）」とする。</p> <p>なお、この場合、地域要件の拡大により県外業者を含める場合であっても、県外業者の参加は「外・内」2 者 JV の形態のみ認めるものとし、県外業者単体の参加は認めないこととする。</p> <p>(2) 「3 者 JV」としている土木構造物及び建築物の一般工事、設計額 10 億円以上 WTO 未満については、「2 者 JV」とする。</p> <p>なお、「外・内」2 者 JV での参入見込が 10 者に満たない場合は、非代表者の施工実績要件を緩和すること等について検討するものとする。</p>	<p>（施工形態の設定基準）</p> <p>第 3 第 2 の対象工事における施工形態の設定は、設定基準別紙 1 「特定共同企業体発注方針」の規定にかかわらず、次により行うものとする。</p> <p>(1) 「2 者 JV」としている土木構造物及び建築物の一般工事、設計額 5 億円以上 10 億円未満、<u>並びに「3 者 JV」としている土木構造物の一般工事、設計額 10 億円以上 WTO 未満</u>については、「混合入札（単者又は 2 者 JV）」とする。</p> <p>なお、この場合、地域要件の拡大により県外業者を含める場合であっても、県外業者の参加は「外・内」2 者 JV の形態のみ認めるものとし、県外業者単体の参加は認めないこととする。</p> <p>(2) 「3 者 JV」としている建築物の一般工事、設計額 10 億円以上 WTO 未満については、「2 者 JV」とする。</p> <p>なお、「外・内」2 者 JV での参入見込が 10 者に満たない場合は、非代表者の施工実績要件を緩和すること等について検討するものとする。</p>

※現行規定：特定共同企業体における施工形態の設定に関する試行要領（平成 20 年 3 月 27 日付け総務第 1202 号）

3 適用期間

平成 25 年 4 月 1 日以降公告する工事について、当分の間適用する。